



## ～住宅ローン控除の拡充～

令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合の住宅ローン控除に改正がありました。

●消費税率10%が適用される住宅取得等について、住宅ローン控除の控除期間を**3年延長**(改正前:10年間⇒**改正後:13年間**)します。

●11年目以降の3年間の各年において、以下のいずれか少ない金額を税額控除します。

- ①建物購入価格の2/3%
- ②住宅ローン年末残高の1%



平成31年(2019年)1月から  
いつでもどこでも**スマホ**で申告

国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』では、スマートフォンでも所得税の確定申告書の作成ができます。



### スマホで見やすい専用画面

給与所得者(年末調整済み)で、医療費控除又はふるさと納税などの寄附金控除を適用して申告する方は、**スマホ専用画面**をご利用いただけます!

### ID・パスワード方式で手続完了

- ID・パスワード方式を利用してe-Taxで送信すれば**申告完了!**  
(ICカードリーダーが必要)
- e-Taxで送信すれば、源泉徴収票などの添付書類は**提出不要!**  
(印も蓋も不要)
- 申告書の控えはPDF形式で**スマホに保存!**



※ ID・パスワード方式をご利用できない方は、ご自宅のプリンタやコンビニ等のプリントサービス(有料)を利用して印刷し、税務署に郵送等で提出できます。  
※ タブレット端末からもご利用いただけます。

### ID・パスワード方式の利用について

- ID・パスワードについては、税務署で職員と対面による本人確認を行う方法以外に、平成31年(2019年)1月からマイナンバーカードとICカードリーダーを使うことで、ご自宅等から利用開始届出書を送信することで、利用できるようになります。
- 平成30年1月以降、確定申告会場等でID・パスワード方式の届出完了通知を受け取られた方は、既に利用開始届出書の提出はお済みですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。
- 平成31年(2019年)1月以降、e-Taxホームページから確認できるメッセージボックスに保管されている受信通知(e-Taxでの申告履歴)や税務署からのお知らせなどを確認するには、マイナンバーカード等での認証が必要となりますのでご注意ください。
- 暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。  
(国税庁では「マイナンバーカード方式」を推奨しています。)



国税庁 法人番号 7000012050002

平成30年(2018年)4月

## 女性部だよりの

### 勉強会開催

12月10日(火)に江戸川北税務署個人課税第一部門 齊藤明久統括官をお迎えし、勉強会を開催いたしました。

消費税が導入されてから現在に至るまでの消費税の歴史について、その時々時代の背景と共に話し頂きました。

消費税はその時の国の政策や政権などの世相が大きく反映しているという事を、時にはその時代の流行語なども織り交ぜながら、親しみのある内容でお話しされ、参加者の方々もその時々思いを馳せながら耳を傾けていました。

### 年末親睦会を楽しむ

12月19日(木)には女性部親睦会を開催し、小原会長を始め、副会長の皆さまにもご出席頂きました。食事を楽しみながら歓談したり、カラオケをしたりと楽しい時間を共有することができました。

本年もよろしくお願いいたします。



▲年末親睦会の参加者



▲勉強会にて



▲お話しする齊藤第一統括官



## 会館建設会費のお知らせ

令和元年12月4日(水)に臨時総会が行われ、新会館の建設に伴い、正会員、準会員の皆様には令和2年4月より会館建設会費を負担していただくご承認を頂きました。会館建設会費とは新会館建設にかかる全般経費、借入返済費用等に充てていく会費で、通常の会運営とは別に管理されるものとなっております。また、会員の皆様には会館をご利用いただくことによるサービスで還元されていく会費となります。令和2年4月振替会費より下記のようにご変更させていただきます。先の臨時総会の際に様々なご意見を頂戴いたしましたが、それを踏まえ「会員の皆様にご利用しやすい青色申告会」を運営してまいりますのでどうぞご協力を賜りますようお願い申し上げます。

会員種別	旧会費	新会費
正会員	18,000円 (月額1,500円)	24,000円 (月額2,000円)
準会員	12,000円 (月額1,000円)	18,000円 (月額1,500円)

## 令和元年分 決算サポート日程表

◎: 予約相談日  
: 3月6日(金)迄 ※予約がなくても相談はできます。

日	月	火	水	木	金	土
1月			22 ◎	23 ◎	24 ◎	25 休館
26 休館	27 ◎	28 ◎	29 ◎	30 ◎	31 ◎	
日	月	火	水	木	金	土
2月						1 休館
2 休館	3 ◎	4 ◎	5 ◎	6 ◎	7 ◎	8 AMのみ 先着順
9 休館	10 ◎	11 休館	12 ◎	13 ◎	14 ◎	15 AMのみ 先着順
16 休館	17 ◎	18 ◎	19 ◎	20 ◎	21 ◎	22 AMのみ 先着順
23 休館	24 休館	25 ◎	26 ◎	27 ◎	28 ◎	29 AMのみ 先着順
日	月	火	水	木	金	土
3月						
1 休館	2 ◎	3 ◎	4 ◎	5 ◎	6 ◎	7 AMのみ 先着順
8 休館	9 先着順	10 先着順	11 先着順	12 先着順	13 先着順	14 休館
15 休館	16 提出のみ	17 休館				

※消費税のご相談は3月31日(火)までとなります。

# 朝日の年金相談

朝日信用金庫では、年金専門の相談員が年金に関するさまざまなご相談を承っています。「年金手帳」「年金証書」「印鑑」をご用意いただければ、お客さまの年金についてより具体的な内容をご説明いたします。

年金請求手続きもお手伝いいたしますので、どうぞお気軽にご相談ください。

## 年金相談センター

☎ 0120-179-311

一之江駅  
0分

ご利用時間 月～金曜日/9:00～17:00  
(祝日・休業日を除きます)

住所 江戸川区一之江8-14-1  
交通会館一之江ビル2階  
(朝日信用金庫一之江駅支店隣り)



街の鼓動に敏感です

朝日信用金庫

# 江戸川都税事務所からのお知らせ

## 2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

6月にお送りした納付書により、3月2日(月)までにお納めください。

### <ご利用になれる納付方法>

窓口

金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口

口座振替

※2019年4月から、Webでも申込みを受け付けています。



都税 Web口座振替 検索

コンビニ

※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。  
※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。

クレジットカード

※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)。※詳しくは、「都税クレジットカードお支払サイト」をご覧ください。

都税クレジットカードお支払サイト 検索



ATM  
インターネット  
モバイル  
バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。  
※(ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。  
※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。

※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。詳しくは主税局ホームページ(<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>)「税金の支払い」をご覧ください。

### 簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで!

簡単

●パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし画面に従って必要事項を入力するだけです。[http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web\\_kouzafurikae.html](http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html)

便利

●依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。  
●2月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期からの口座振替が可能です。

安心

※11日以降に申込みいただいた場合、次年度からの振替となります。  
●振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

## 耐震化のための建替え 又は 改修 を行った住宅に対する 固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

### <耐震化のための建替え>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、令和2年3月31日までに、耐震化のために新築された住宅のうち、一定の要件を満たすもの

#### 減免の期間と額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を全額減免(減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。)

#### 申請期限

新築した年の翌々年の2月末  
(1月1日新築の場合は翌年の2月末)

減免を受けるには申請が必要です。建替えと耐震改修とは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。  
詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

### <耐震化のための改修>

#### 減免対象

昭和57年1月1日以前からある家屋で、令和2年3月31日までに、現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を施したもの

#### 減免の期間と額

改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡の床面積相当分まで固定資産税・都市計画税を耐震減額適用後全額減免

#### 申請期限

改修工事が完了した日から3ヶ月以内

東京都江戸川都税事務所 電話 03(3654)2151(代)

「生きる」を創る。

Aflac

アフラック

### 会員・準会員・専従者さまですと・・・

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社)江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596